

都道府県における森林整備関連補助事業の運用に関する比較分析

○藤田容代、永田信、古井戸宏道、竹本太郎（東大農）

はじめに

平成 23 年度から森林整備の関連制度が大幅に改定された。民有林整備に関しては、低コスト化・団地化や、搬出・利用の促進を目指して補助のメニュー・内容が一新されたところである。変更の一つに標準単価歩掛の統一があり、都道府県林政の現場に影響を与えると予想される。本研究では、標準単価歩掛の統一等の制度変更にあたり、これまでの都道府県での補助事業の運用の違いについて比較分析を行ったのでここに報告する。

調査・分析方法

聞き取り及びアンケート、資料照会、各都道府県ホームページ等からの資料収集によって、都道府県における森林整備関連事業の制度を調査した。なお、聞き取り調査は平成 22 年 11 月～12 月に、アンケート調査は平成 23 年 1 月にそれぞれ実施した。

比較分析は、都道府県の法定分に加えた任意上乘せ、単独事業、標準単価の歩係の設定等、自治体ごとの差異が生じる原因と考えられる要素について特に着目して行った。

結果

任意上乘せまたは単独事業については、植林・保育等の作業では、今回回答を得られた 31 自治体中では、1 県を除いた全自治体で行っていた。

標準単価の歩係については、作業路開設では「森林整備必携」を準用すると答えた都道府県が 6 割以上で、独自調査をしている自治体は比較的少なかった。一方、造林・下刈・枝打・除間伐作業では独自調査によって決定するという自治体が半数近くであった。

各都道府県の標準単価表から、作業条件（年齢や伐採率、本数等）による区分の方法・細かさを比較したところ、植栽本数区分や下刈の回数、除間伐の伐採率や搬出の有無、搬出の場合の材積または本数、集材距離、玉切等の林内整理の有無等に応じた区分がなされる等、自治体ごとに様々な区分が取られていることがわかった。なお、こうした区分の中には、今回の制度変更では設定できなくなるものもある。

一方、「地域条件や政策目標を反映する工夫」についての回答から、これまでの細かな区分が地域条件や政策目標を反映してなされていることが読み取れた。

考察

今回の調査では、各都道府県で、国庫補助への上乗せや単独事業が独自に実施されており、補助事業の標準単価の設定といった手法を組み合わせ、多様な林政が展開されていることが把握できた。

今回の標準単価の統一は、搬出間伐の促進や施業の低コスト化を狙って設定されたものとされる。標準単価の設定は、これまでも、地域条件への対応や政策目標への誘導を進める上で様々な工夫がされていたもので、重要な手法として機能していたと考えられる。制度変更は、自治体ごとの地域条件・政策目標への対応に一定の限界を与えるとともに、実質補助額を大きく変化させる。そのため、今後、事業量や採用される技術に変化が生じると予想される。これまでの多様な運用の評価や今後の事業量の変化の追跡が必要である。

（連絡先：藤田 容代 yasuyo.f.s@gmail.com）